（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記(注２)以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成28年７月８日から平成28年８月６日までの30日間

４　処分の原因となった事実　三機工業株式会社は、他の事業者と共同して、平成23年９月14日から平成24年11月２日までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成27年10月９日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年７月７日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成28年６月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新菱冷熱工業株式会社　代表取締役　加賀美　猛　東京都新宿区四谷２－４　国土交通大臣許可（般・特―26）第3447号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記(注２)以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成28年７月８日から平成28年８月６日までの30日間

４　処分の原因となった事実　新菱冷熱工業株式会社は、他の事業者と共同して、平成23年９月14日から平成24年11月２日までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成27年10月９日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年７月７日

北陸地方整備局長　中神　陽一

１　処分をした年月日　平成28年６月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社柿本商会　代表取締役　柿本　自如　石川県金沢市藤江南２―28番地　国土交通大臣許可（般・特―26）第2691号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記(注２)以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成28年７月８日から平成28年８月６日までの30日間

４　処分の原因となった事実　株式会社柿本商会は、他の事業者と共同して、平成23年９月14日から平成24年11月２日までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成27年10月９日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第３００５５号

静岡市清水区船越３－８－５

申立人　木本　重義

本籍静岡県静岡市清水区興津中町31番地、最後の住所静岡市清水区興津中町31番地、死亡の場所静岡県静岡市清水区、死亡年月日平成28年４月17日、出生の場所静岡県庵原郡興津町、出生年月日昭和34年５月15日、職業無職

被相続人　亡　木本　敏夫

事務所静岡県静岡市葵区馬場町43―１静岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古澤　一樹

静岡家庭裁判所